



## H30年改正の特措法40条の「承認特例」を用いた寄付 ～国立大への非上場株寄付及びみなし譲渡非課税承認&事業実施～ 《成功事例》

一般財団法人 鎌倉フェロージップ  
代表理事 鎌倉淳爾  
お問い合わせ: [junii.kamakura@kff.or.jp](mailto:junii.kamakura@kff.or.jp)

©一般財団法人鎌倉フェロージップ (E)

1

### 非上場株式寄附とその非課税承認, 並びに公益目的事業の実施まで 一連の “MISSION” ミッションの流れ

- ✓ 「承認特例対象法人に対し個人が所有する非上場株式を寄附する」  
➡ (制限時間あり: “4か月ルール”)
  
- ✓ 「措法40条承認申請を行いみなし譲渡所得非課税の国税庁長官承認を得る」  
➡ (制限時間あり: “3か月ルール”)
  
- ✓ 「株式配当金を原資とする公益目的事業を発足させ事業を実施する」  
➡ (制限時間あり: “2年ルール”)

©一般財団法人鎌倉フェロージップ (E)

2

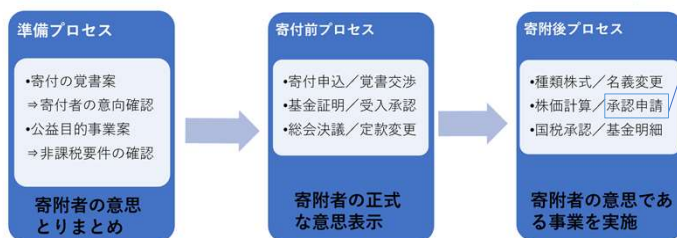
## ポイント

- H30年改正の租税特別措置法第40条関連で比較的新しい形の寄附
  - 寄付者×相続人×非営利団体×社会(受益者)
    - マルチステークホルダーで全員利益を得る理想形に近い遺贈・寄付
  - 社会貢献と経済利得のマトリックスを両立できた
    - みなし譲渡所得の非課税措置(定量的な経済的リターン)
    - 社会課題を解決するための活動(定性的な社会的リターン)
- ∴ 寄附の裾野(市場)の拡大期待, 社会的インパクト投資に類似

## 非上場株式寄付の実務の流れ

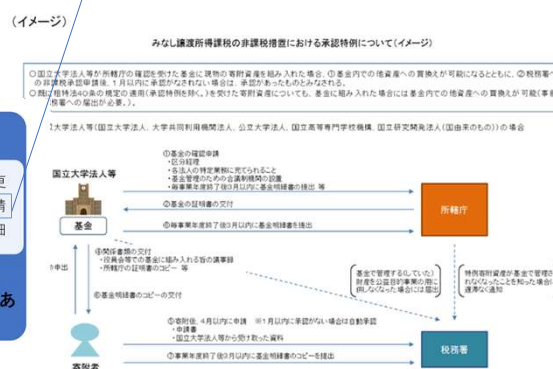
おすすめ

- 申請より1カ月(3か月)で承認  
(従来から+90%以上のスピードアップ)
  - ➔ 受益団体の社会課題の解決力↑
  - ➔ 寄付者の相続問題の解決力↑



### 3. 承認特例の申請から承認後までの全体像

新たな承認特例を寄附者が受けるために、国立大学法人等に必要手続きと寄附者個人に必要な手続きの流れは以下のとおりです。



(参考「国立大学法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得非課税承認」(平成30年4月19日, 文部科学省高等教育局・研究振興局編 p.7))

## 株式寄附の申し込みがあった時 ボトルネックになりうる四要素

1. 公益団体の特例資産寄附基金が未設置，必要な証明書／明細書が発行できない
2. 寄附者の意向がまとまらない，承認特例の要件の一つである実施事業が未だない
3. 市場で取引がない非公開株式の寄附の課税時に備えた借株や現金担保，負担者決め
4. 覚書作成時のリスク・リターンの非対称性



一般財団法人 鎌倉フェロウシップ  
[www.kff.or.jp](http://www.kff.or.jp)  
service@kff.or.jp  
本件寄付スキームについて  
「お気軽にメールでご相談ください」  
代表理事 鎌倉淳爾  
[junji.kamakura@kff.or.jp](mailto:junji.kamakura@kff.or.jp)